

<ul style="list-style-type: none">・顕微鏡、ルーペ又は粉末 X 線回析装置・試験検査台・デシケーター・<u>はかり (感量 1mg)</u>・<u>薄層クロマトグラフ装置</u>・比重計又は振動式密度計・<u>pH 計</u>・ブンゼンバーナー又はアルコールランプ・<u>崩壊度試験器</u>・融点測定器	<ul style="list-style-type: none">・ 試験検査に必要な書籍 (薬局製剤業務指針) <p>※下線の試験器具については、厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関(大阪府内)を利用して自己の責任において試験検査を行う場合は必須としていません。ただし、その場合は当該試験検査機関との契約書を窓口で提示してください。</p>
--	---